平成23年5月13日

各　　位

会社名　**東映株式会社**
代表者名　取締役社長　岡田　剛
（コード番号 9605　東証、大証 各第1部）
問合せ先　取締役経理部長　安田健二
TEL（03）3535－4641（代表）

特別損失の計上に関するお知らせ

平成23年3月期（平成22年4月1日～平成23年3月31日）において、下記のとおり特別損失を計上いたしますのでお知らせいたします。

記

1．特別損失の計上について

【連結】

特別損失に2,625百万円を計上いたします。また、特別損失の主な内容は以下のとおりです。

①資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額　７５７百万円
「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年3月31日）の適用初年度にあたり、過年度分を特別損失として第1四半期に計上したものであります。

②投資有価証券評価損　６０２百万円
時価が帳簿価額に比べ著しく下落し、回復の可能性が見込まれないものについて評価損を計上するものであります。

③減損損失　５６９百万円
市況の悪化等による収益力の低下により、広島東映カントリークラブ及び湯沢東映ホテル等について減損損失を計上するものであります。

④貸倒引当金繰入額　４２１百万円
将来回収が不能と見込まれる個別債権について貸倒引当金を計上するものであります。

【個別】

特別損失に2,078百万円を計上いたします。また、特別損失の主な内容は以下のとおりです。

①投資有価証券評価損　５８７百万円
時価が帳簿価額に比べ著しく下落し、回復の可能性が見込まれないものについて評価損を計上するものであります。

②減損損失　５６９百万円
市況の悪化等による収益力の低下により、広島東映カントリークラブ及び湯沢東映ホテル等について減損損失を計上するものであります。

③資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額　５３８百万円
「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号　平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号　平成20年3月31日）の適用初年度にあたり、過年度分を特別損失として第1四半期に計上したものであります。

④貸倒引当金繰入額　１９０百万円
将来回収が不能と見込まれる個別債権について貸倒引当金を計上するものであります。

2．業績に与える影響

平成23年3月期の連結および個別業績への影響につきましては、本日（平成23年5月13日）別途発表いたします「平成23年3月期　決算短信」をご参照ください。

以　上